

令和 6 年 度



事業計画書
収入支出予算書

社会福祉法人 府中市社会福祉協議会

目 次

令和6年度 事業計画

| | |
|---------------------|----|
| 基本方針 | 1 |
| I 社会福祉事業 | |
| 1 地域福祉活動推進事業 | 5 |
| 2 心身障害者福祉センター管理運営事業 | 24 |
| 3 子ども発達支援センター運営事業 | 28 |
| 4 府中ケアサポートセンター運営事業 | 31 |
| 5 は～もにい運営事業 | 32 |
| 6 応急小口資金貸付事業 | 33 |
| 7 歳末たすけあい運動事業 | 33 |
| II 公益事業 | |
| 1 ふれあい会館管理運営事業受託事業 | 34 |
| 2 地域包括支援センター運営事業 | 34 |
| III 収益事業 | |
| 1 販売事業 | 38 |
| IV その他の事業 | |
| 1 その他の事業 | 39 |

令和6年度 収入支出予算

| | |
|-------------------------------------|----|
| 総括表 | 41 |
| 1 社会福祉事業区分 内訳表 | 45 |
| 2 地域福祉活動推進事業拠点区分 資金収支予算書・内訳表 | 47 |
| 3 心身障害者福祉センター管理運営事業拠点区分 資金収支予算書・内訳表 | 57 |
| 4 子ども発達支援センター事業拠点区分 資金収支予算書・内訳表 | 63 |
| 4 府中ケアサポートセンター事業拠点区分 資金収支予算書・内訳表 | 69 |
| 5 は～もにい運営事業拠点区分 資金収支予算書 | 73 |
| 6 応急小口資金貸付事業拠点区分 資金収支予算書 | 75 |
| 7 公益事業区分 内訳表 | 76 |
| 8 ふれあい会館管理運営受託事業拠点区分 資金収支予算書 | 77 |
| 9 地域包括支援センター事業拠点区分 資金収支予算書 | 78 |
| 10 収益事業・販売事業拠点区分 資金収支予算書 | 80 |

(参考資料)

| | |
|---------------------------|----|
| (1) 令和6年度 収入の前年度との比較 | 81 |
| (2) 令和6年度 事業別支出予算の前年度との比較 | 82 |

令和6年度 事業計画

基本方針

1 法人運営

(1) 自主財源の確保等

令和6年度は子ども発達支援センターの委託を受け、新たに拠点が増えることから法人内の連携をより一層図り、さらなる市民サービスの提供の向上に努めます。また、引き続き市民へのPR及び、府中市・市内の関係機関・団体、企業等との連携も一層深め、会員の増強及び自主財源の確保等に努めます。

(2) 経営組織としてのガバナンスの強化等の方策の検討

組織運営については、定款改正、評議員や役員の選任等、法の趣旨に基づき適切に対応しているところです。現在のところ、会計監査人による監査の義務付けが保留となっていますが、他社会福祉法人の状況を調査するなど引き続き動向を注視し適切に対応してまいります。

2 第4次地域福祉活動計画の推進

第3次地域福祉活動計画の強化発展を目指し、「わがまちささえあい協議会」の推進を重点目標に掲げた「第4次地域福祉活動計画（あったか府中ささえあいプラン）」において、住民のみなさんが「気づく、動く、つながる」よう事務局内部に横断的なプロジェクトチームを設置し、役職員一丸となり進行管理に努めます。

3 わがまち支えあい協議会の拡充

より身近な生活圏域の中で、地域住民や地域のさまざまな団体自らが生活課題に気づき、共有し、ともにその生活課題を解決していく協議体である「わがまち支えあい協議会」が11の文化センター圏域で活発に稼働しています。令和6年度も引き続き地域福祉コーディネーターとともに、地域住民や関係団体と連携し、顔の見える関係を築きながら、さらなる拡充へ向け取り組んでいきます。

4 地域福祉・生活支援コーディネーター活動の推進

(1) 地域福祉コーディネーター活動

個別の課題に対する一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）を行うとともに、その当事者の困りごとを地域住民が地域全体の問題として認識し解決できるような活動（地域支援）を、「わがまち支えあい協議会」のみなさんと創りだし、地域力を高めるための取り組みを実践します。

(2) 生活支援コーディネーター活動

高齢者等が住み慣れた地域で安心・安全な在宅生活を継続していくために、必要な生活支援・介護予防サービスの提供体制をさまざまな機関と連携し、創りだします。

5 困りごと相談会の拡充（相談拠点の拡充）

これまで、11の各文化センター圏域において、週に1回ずつ行われていた困りごと相談会を、相談拠点の各地域での拡充を目的に、すべての文化センターで週3回開催を目指し、令和8年度までに段階的に拡充していきます。

6 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施

災害発生後、府中市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づき、有事の際に全国から集まるボランティアと、様々な地域ニーズのマッチングを担う災害ボランティアセンターの立ち上げを想定した訓練を実施するとともに、有事に備え平時からさまざまな関係機関と連携強化を図ります。

7 防災まち歩きの実施

市内11の文化センター圏域（わがまち支えあい協議会圏域）において、平時から、障害のある当事者の方を中心に、地域住民・自主防災連絡会・自治会・行政担当者・地域福祉コーディネーターが、居住地域を歩きながら、自分の住むまちをよく観察することによって、有事への備えや日ごろからの住民同士のつながりについて考える機会をつくります。

8 避難者孤立化防止事業の実施（新規）

東京都社会福祉協議会が主体となり被災地から避難してきている避難者（特に高齢者・障害者等の要援護者）に対して、各地域の社会福祉協議会や地域包括支援センター運営法人が中心となり、区市町村や自治会、民生委員等と連携しながら、戸別訪問、避難者が集うサロンの設置等を実施することによって、避難者を支援し、孤立化を防止することを目的とする事業を受託します。

9 社会福祉法人等の地域公益活動

社会福祉法の改正による地域における公益的な取り組みを実施する責務に対し、市内に法人本部を置く社会福祉法人に限らず、医療法人やNPO法人、さらには一般企業へも働きかけ、「わがまち支えあい協議会」のみなさんと一体となり、地域活動を活性化していきます。

10 権利擁護センターふちゅうの推進

(1) 中核機関としての市民や関係機関への周知

従来から培ってきた、成年後見制度推進機関としての機能をベースに、府中市成年後見制度利用促進基本計画で位置づけられた中核機関として、地域連携ネットワーク等を行う司令塔機能と、各地域において各種専門職団体・関係機関が参加し、協力・連携強化を協議する「協議会」を運営する事務局機能、本人や後見人の活動等を身近で支援する関係者のチームに対する専門職等によるバックアップを担保するための進行管理機能の主な3点について、一人でも多くの市民や関係団体に向け、「権利擁護センターふちゅう」の新たな機能を昨年度に引き続き周知します。

(2) 市民後見人の養成及び輩出

成年後見制度中核機関として、市民が市民を支える実践の場としての、市民後見人の活動がさらに幅を広げられるよう、さまざまな場面で関係機関への働きかけを行うとともに、より充実した意思決定支援と身上保護を重視した支援ができるよう努めます。

(3) 認知症に係る知識の普及啓発及び介護者支援

認知症の方々が地域でより暮らしやすくなるよう、また、介護者の方々がより明るく介護できるよう、認知症に係る講演会をはじめ、さまざまな場面で普及啓発を行います。また、介護者の会や認知症カフェを支援していくとともに、担い手である介護

者応援ボランティアの拡充に努めます。

11 地域包括支援センターおしたての推進

(1) 地域包括支援ネットワークの構築

地域の様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備に努めます。また、わがまち支えあい協議会やそれに関連する地域活動の活性化に向けて連携します。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。また、令和6年10月に予定されている、地域包括支援センター担当圏域変更に伴う引継ぎが円滑に進むように努めます。

(3) 認知症対策

認知症の方やそのご家族へ総合的な支援を行うため、認知症地域支援推進員を配置し、自立生活のサポート、関係機関との連携、普及啓発に努めます。

(4) 介護予防

社会的交流の少ない方や体力に自信のない方でも安心して身近な通いの場を提供します。また、介護予防の普及啓発に努め、講座や体操等の運動を組み合わせ住民が主体的に実施できるような講座を実施し、自主的な活動が広まるように取り組みます。

12 府中市子ども発達支援センターの推進（新規）

(1) 発達支援に特化した体制づくり

府中市子ども発達支援センターの事業運営を担うにあたり、発達支援に特化した体制づくりを進めます。対象年齢が18歳までに拡大されることもあり、様々な相談や支援ニーズが想定されることから、専門職を増員し、相談・支援ニーズに対応してまいります。また、研修等を通して子ども発達支援センター職員全体の専門性向上をはかり、継続的な専門的支援に努めます。

(2) 府中市子ども発達支援センターの円滑な利用への取り組み

「あゆの子」からの継続事業である未就学児を対象とした発達相談（個別指導含む）、児童発達支援事業（通園）、グループ指導（旧外来グループ）の3事業の利用者について、環境が変わっても安心して利用が続けられるように努めます。新規の利用者については、その相談内容や支援ニーズに応じて円滑に利用できるよう市と調整を進めます。

(3) 関係機関との連携推進

同じ府中市子ども発達支援センター内に在籍する機関である障害者福祉課及び教育センター（教育相談・就学相談）との連携に努め、相談者への円滑な支援体制を構築します。また、子育て世代包括支援センターみらいの母子保健担当との連携は従来通り継続するとともに、子育て、障害福祉、教育等の関係機関との連携を進め、支援ニーズに対応してまいります。

13 指定管理者制度に基づく管理運営事業の充実

府中市立ふれあい会館及び府中市立心身障害者福祉センターの2施設においては、次の事業等に取り組むとともに、関係法令を遵守した透明性の高い施設運営とサービスの向上に努めます。

(1) 府中市立ふれあい会館

引き続き地域福祉推進の拠点として、市民が安全にご利用できるよう施設管理をし

てまいります。また、老朽化が進む建物設備の改修につきましても、引き続き府中市と協議をしながら市民サービスの低下とならないように進めてまいります。

(2) 府中市立心身障害者福祉センター

ア 施設と地域福祉活動の連携

「子ども発達支援センターあゆの子」事業の終了に伴い、その空いた活動室を有効に活用するため、地域交流サロン等を実践する地域福祉活動団体等に一部を開放し、障害のある方との交流の場を促進するとともに、障害のある方自身が担い手として地域活動に参加できるよう支援してまいります。また、当該活動等を通じて地域における社会資源としての施設機能の強化に努めます。

イ 多様化複雑化する福祉ニーズへの対応

障害当事者やその家族が抱える課題は、多様化複雑化しており、高い専門性が求められています。令和6年度も、福祉センターが持つ専門性を効果的に発揮するため、様々な専門職が各事業を横断的に支援ができるよう柔軟な対応に努めるとともに、新たな体制構築に向けた検討を行い、多様化複雑化する福祉ニーズに対応します。

ウ 災害に備えた運営体制の充実

令和5年度は、施設の機能として「福祉避難所としての施設利用に関する協定」の締結を見込んでおり、令和6年度は、本協定に基づくマニュアル策定と有事に備えた実践的な訓練等を通して、災害に備えた運営体制の充実をはかります。

本年度の事務事業の推進にあたっては、府中市をはじめ各種機関、団体、企業等とより一層連携を深め地域福祉が着実に前進するよう以上の基本方針を柱に事業を推進します。

事業計画

I 社会福祉事業

1 地域福祉活動推進事業

(1) 法人運営事業

ア 組織運営事業

(ア) 役員会等活動

当協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として、地域に開かれた組織体制を確立するため、社会福祉、保健衛生その他関連のある公私関係者の参加や協働による法人運営を行う。

| 事項 | 目標 | 概要 |
|---------------|--|--|
| a 理事会 | 回数 年4回 ・出席率の向上に努める。 (80%以上の確保) | 法人運営及び事業計画、会計予算等の決定及び事業を推進する。 |
| b 理事等協議会 | 回数 随時 | 法人運営及び業務に関する重要事項の中で会長がその時々の特に重要と認める事項について協議する。 |
| c 評議員会 | 回数 年3回 ・出席率の向上に努める。 (80%以上の確保) | 法人の予算、決算、事業計画及び事業報告等を議決する。 |
| d 監査 | 回数 年2回 ・監査資料の研究に努める。 ・指摘事項の早期改善に努める。 | 理事の業務執行の状況及び法人財産の状況の監査を行う。 |
| e 評議員選任・解任委員会 | 回数 随時 | 評議員の選任及び解任を行う。 |
| f 第三者委員 | 回数 年1回(随時) ・苦情処理の迅速かつ適切な対応に努める。 | 苦情の受付や苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いへの立合い、助言や解決案の調整を行う。 |
| g 情報公開審査会 | 回数 随時 ・迅速かつ適切な対応に努める。 | 文書の不開示決定等に対する異議申出の調査審議を行う。 |
| h 個人情報保護審査会 | 回数 随時 ・迅速かつ適切な対応に努める。 | 個人情報の開示等請求の不承認等決定に対する異議申出の調査審議を行う。 |
| i 表彰審査会 | 回数 年1回 ・表彰の公平性に努める。 | 表彰規程に基づき、市民表彰・会員表彰・役職員等表彰の被表彰候補者を審査する。 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|---|--|--|
| j 地域福祉活動 計画推進委員会 | 回数 年2回 ・活動計画の円滑な推進 に努める。 | 活動計画の進行管理及び評価を行 う。 |
| k 府中ボランテ ィアセンター運 営委員会 | 回数 年2回 ・地区社協構想と連動し たボランティア活動推 進に努める。 | ボランティアセンターの円滑な運営 とボランティア・市民活動の推進を図 るための検討を行う。 |
| l は～もにい運 営委員会 | 回数 年2回 ・就労継続支援事業を推 進する。 | は～もにいの運営方針及び事業に関 して検討する。 |
| m 権利擁護セン ターふちゅう運 営委員会 | 回数 年2回 ・センターの円滑な運営に 努める。 | 権利擁護センター事業の運営方針の 検討及び事業に関する指導・助言等を行 う。 |
| n 権利擁護セン ターふちゅう事 例検討会 | 回数 年6～8回 ・成年後見制度の円滑な 利用促進に努める。 | 成年後見制度等の支援に係わる事例 及び制度活用に関する仕組み等を検討 し、制度の円滑な利用促進に努める。 |
| o 法人後見受任 検討委員会 | 回数 適宜 ・法人としての受任事案 の妥当性を協議、検討 する。 | 法人後見に関する基準や仕組み及び 法人後見受任を検討する。 |
| p 府中市市民後 見人推薦委員会 | 回数 適宜 ・事例検討会からの諮問 に対して、市民後見人 の適切な選考を行う。 | 権利擁護センターふちゅう事例検討 会で検討され、市民後見人がふさわし いと判断された事案について、市民後 見人候補者の選考及び推薦を行う。 |
| q 権利擁護セン ターふちゅう成 年後見制度利用 促進協議会 | 回数 年2回 ・関係機関の連携を深め 権利擁護支援の促進を 図る。 | 本人に身近な支援者や後見人等から 構成されるチームに対し、専門的助言 等の支援や地域で生まれた課題など に対する解決策等を検討する。 |
| r 心身障害者福 祉センター運営 委員会 | 回数 年2回 | 心身障害者福祉センターの管理運営 及び事業計画に関して、当協議会に意 見具申を行う。 |

(イ) 内部会議

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|---------|---------|--|
| a 役職員会議 | 回数 年14回 | 会務の執行を円滑に推進するために 開催する。 |
| b 業務連絡会 | 回数 年36回 | 役職員会議で決定した事項を適切に 処理し、各課での課題等を検討し、各事 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------------------------|---|---|
| | | 業の円滑化を図るために開催する。 |
| c 係長主任会議 | 回数 随時 | 役職員会議で決定した事項を適切に処理し、当協議会全体業務の連絡調整を行うために開催する。 |
| d 衛生委員会 | 衛生委員会（法人全体） 回数 年4回 事業場衛生委員会（3ヵ所） 回数 年36回 | 職場の安全衛生及び職員の健康管理に関する事項を調整し、審議するために衛生委員会及び事業場衛生委員会を開催する。 |
| e 地域福祉活動計画プロジェクト | 回数 年4回 | 地域福祉活動計画における行動計画の進捗状況の確認と調整を法人内で横断的に行う。 |
| f 虐待防止・権利擁護並びに身体拘束適正化委員会 | (a) 府中ケアサポートセンター 回数 年1回以上 (b) は～もにい 回数 年1回以上 (c) 心身障害者福祉センター 回数 年3回 (d) 子ども発達支援センター 回数 年3回 | 虐待の防止等、適正な措置を行うため、虐待と疑われる事例の検証並びに防止のための研修等を行う。 |
| g 感染対策委員会 | (a) 府中ケアサポートセンター 回数 随時 (b) は～もにい 回数 随時 (c) 心身障害者福祉センター 回数 年4回 (d) 子ども発達支援センター 回数 年2回 | 適切な感染予防・再発防止策等必要な措置を講じるため、感染に関する最新情報の把握に努め、感染対策マニュアル等の見直しを行う。また、研修・訓練、及び日々の業務から表出した課題を共有し、必要に応じて課題解決の方法を検討する。 |

(ウ) 法人運営 (担当 総務課総務係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------|-----------------------------------|---|
| a 情報公開 | ・運営の透明性、中立性及び公平性の確保を図るため情報公開に努める。 | 情報公開規程に基づく開示申出、個人情報保護規程に基づく自己情報開示請求に対応する。 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-------------------|--|---|
| b 苦情解決 | ・提供する福祉サービスについて、ご利用者等からの苦情の適切な解決に努める。 | 苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置による苦情解決を行う。 |
| c ヒヤリハット (気づき) | ・内容を共有、検証し、再発防止に努める。 | 重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の軽微な事故やトラブルの発見を通し、事故や災害の防止に努める。また、良かったこと評価されたことも併せて共有する。 |
| d 事故報告 | ・安心安全なサービス提供のため、事故原因の分析を踏まえ、改善策等を検討する。 | 東京都及び府中市へ定められた基準に基づき事故内容、改善策を報告する。 |
| e ふれあい募金箱の設置 | 設置数 43件 ・募金箱の増設に努める。 | ふれあい募金箱を市内の店舗等に設置し、自主財源の確保に努める。 |

(エ) 事務局機能 (担当 総務課総務係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----------|---|--|
| a 職員研修の実施 | 階層別研修 (法人全体) O J T 研修 随時 新任研修 随時 中堅職員研修 随時 管理職研修 随時 全体研修 随時 総務研修 随時 地域福祉研修 随時 障害者就労支援研修 随時 権利擁護研修 随時 心身障害者福祉センター研修 基本研修 随時 作業生活実習訓練研修 随時 機能訓練研修 随時 地域生活支援研修 随時 就労支援研修 随時 | 質の高いサービス提供に向けて、東京都社会福祉協議会や関係機関が実施する研修会等に参加するとともに、内部研修を実施し、職員の基本的・専門的能力の向上に努める。 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| b まちづくりニュースの発行 | 回数 年6回 発行部数 15,000部 | 小地域での福祉活動や地域のボランティア活動等の紹介を行う。 |
| c 機関紙の発行 | 年4回 6,000部 年3回 3,000部 | ・おしたてだよりを発行する。 ・センター新聞ともだちを発行する。 |
| d 有料広告の掲載 | 有料枠 (1回) 6枠 | 広報紙「ふちゅうの福祉」に有料広告を掲載する。 |
| e Connect ふちゅうの発行 | 回数 年3回 発行部数 157,500部 | 新たな人材や企業とつながるため、地域活動の情報を発信する。 |

(ウ) 普及宣伝 (担当 総務課総務係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------------|--------------------------------------|--|
| a パンフレットの発行等 | ・当協議会のしおり 随時 ・社協の各種事業、地域行事でのPR 随時 | 当協議会のポスター、しおり、パンフレット等を作成し配布する。また、様々な地域のイベント、社協の各種講演会などを通して、PRに努める。 |
| b ホームページ等による情報提供 | アクセス数 20,000件 ・定期的な更新に努める。 | 福祉関係情報の提供を行う。また、SNS等を活用し福祉情報の発信に努める。 |

ウ 連絡・調整事業

(ア) 施設団体等連絡調整

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------------|---|---|
| a 関係機関・団体等との連絡調整 | 府中市をはじめとする各関係機関・団体等と連携を深め地域福祉が着実に前進するよう努める。 | 府中市や東京都社会福祉協議会等が主催する会議に出席し、連絡調整を行う。 |
| b 団体への協力 | 団体数 1団体 | 赤い羽根共同募金運動に事務局として協力する。 |
| c 招待事業等の調整 | 件数 随時 ・各種団体との連絡調整事業の役割を担う。 | 他団体からの招待事業について、福祉関係団体等へ周知するとともに参加者の取りまとめなどの連絡調整をする。 |
| d 後援・協賛 | 回数 年20回 | 福祉に寄与することを目的に実施する団体等の活動に対して、後援・協賛を行う。 |

(2) 地域福祉事業

ア 地域福祉事業

(ア) 福祉まつり (あったか府中ささえあいまつり) 事業

(担当 総務課総務係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-------------------------|--|---|
| a 福祉まつり（あったか府中ささえあいまつり） | 参加者数 延10,000名 ・幅広い年齢層に参加してもらう機会を提供する。 | 「気付く・動く・つながる！！みんなが主役！地域でささえあうまちづくり」を基本理念とし、市民に福祉への興味・関心・理解を広げ、誰もが暮らしやすい地域となるよう地域福祉の推進を図る。 |

(イ) 「わがまち支えあい協議会（地区社協）」推進事業

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------------------|----------|--|
| a 「わがまち支えあい協議会」の推進 | 地区数 11地区 | 地域住民が主体的に地域課題を把握して解決する場「わがまち支えあい協議会」を支援する。 |

(ウ) 地域福祉コーディネーター活動事業

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係 — コーディネーター)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|---------------------|---|--|
| a 生活支援コーディネーターによる支援 | 1層（市内全域） 1名配置 2層（11地区） 11名配置 地域支援数 8,000件 | 大きな転換期である2025年に向けて、地域の多様な関係主体やサービスを提供する事業主体と連携して生活支援体制の充実・強化を図る。 |
| b 地域福祉コーディネーターによる支援 | 各文化センター圏域に複数名配置 個別支援数 年9,000件 地域支援数 年8,000件 | 制度の狭間にある困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を図るため、各文化センターエリアに地域福祉コーディネーターを配置し住民主体の地域づくりを進める。 |

(エ) ふれあいいいきいきサロン（担当 地域活動推進課まちづくり推進係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-------------|--------|--|
| a サロン交流会 | 回数 年1回 | サロン活動者、これから立ち上げようとしている人、興味のある人を対象に交流会を行い、地域の支えあい活動を広めるとともに、サロン活動が地域課題解決のためのツールとして浸透するよう「わがまち支えあい協議会」への参加を促す。 |
| b サロンマップ連絡会 | 回数 年1回 | サロン活動のネットワークづくりのための連絡会を開催する。 |
| c サロンマップの作成 | 回数 年1回 | ふれあいいいきいきサロンマップを作成し市民へ周知することで、サロン活動 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----|-----|-------------------|
| | | の普及啓発と活動者への支援を図る。 |

(オ) 地域福祉リーダー養成研修

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------------|--|--|
| a 地域福祉リーダー研修 | 講演会 回数 年2回 地域なんでも相談員養成研修 回数 年1回 地域なんでも相談員連絡会 回数 年2回 | 「わがまち支えあい協議会（地区社協）」の中心的な役割を担う人材を育成するとともに、市民の関心と気運を高めるため、講演会を開催する。 また、地域住民とのパイプ役を担っていただけるよう相談員の育成と相談員同士の連携を深め、地域のささえあい活動への積極的な参加を促す。 |

(カ) 火災見舞事業 (担当 総務課総務係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------|-----|--|
| a 火災見舞 | 随時 | 火災等の災害を受けた被災者又はその遺族に対して被災状況に応じ、見舞金、弔慰金を贈る。 |

(キ) 緊急援護事業 (担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------|-----|--|
| a 緊急援護 | 随時 | 事情により、帰宅に要する交通費の援護を求める生活困窮者に府中市福祉事務所を通じて緊急援護費を支給する |

(ク) 食の支援を通じたネットワーク事業

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------------|----------------------------------|---|
| a 食の支援を通じたネットワーク | 各地域で実施されるフードドライブ・フードパントリー活動の後方支援 | 住民主体によるフードバンク活動を支援し、「わがまち支えあい協議会」と連携した食を通じた地域の支えあい体制づくりを目指す。 各地域で実施されるフードドライブ・フードパントリー活動の後方支援。 |

イ 児童福祉事業

(ア) 保育園園外行事支援事業 (担当 総務課総務係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----------|----------|--|
| a 芋畑等の借上げ | 団体数 20団体 | 私立保育園児の園外行事支援事業として、芋畑等を借り上げ、自然に親しむ機会を提供する。また、保育園や保護者 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----|-----|------------|
| | | へ社協PRに努める。 |

(イ) 支援対象児童等見守り強化事業

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係 — コーディネーター)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|---|---|
| a 訪問員見守り | 依頼件数 70件 訪問件数 2,000件 | 要保護児童対策地域協議会が対象とする支援対象児童等の居宅を訪問するなどし、状況の把握を通じて子どもの見守り体制の強化を図る。 |
| b 連絡会 | 回数 年6回 | 当協議会、子育て世代包括支援センター、訪問員等が出席し、ケースの確認、事業効果の検証、事業課題の解決に向けた協議を行う。 |
| c 訪問員の育成 | 訪問員養成(オリエンテーション・研修) 回数 年1回 訪問員連絡会 回数 年1回 | 訪問件数の増加を想定し、地域なんでも相談員を対象に、訪問員の育成を行う。また、訪問員の学習の機会や、情報交換をする機会を作る。 |

ウ 在宅福祉サービス事業

(ア) ハンディキャブ貸出事業 (担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-------------|-----------------------|---|
| a ハンディキャブ貸出 | 登録者数 265名 貸出件数 75件 | 高齢者や身体に障害のある方で、車いすを使用している方や福祉関係団体等にハンディキャブ(車いす移動車)の貸し出しをする。 |

(イ) 福祉有償運送事業 (担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|----------------------|---|
| a 福祉有償運送 | 登録者数 55名 移送件数 60件 | 高齢者や身体に障害のある方で車いすを使用していることなどにより、公共交通機関を利用することが困難な方に運転協力者がハンディキャブ等で移送する。 |

(ウ) 車いす等貸出事業 (担当 権利擁護課・総務課)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|---|--|
| a 車いすの貸出 | 車いすステーション 拠点数 8カ所 貸出件数 250件 ・貸出体制の整備と長期利 | 制度の狭間で車いすを借りることのできない方々に無料で車いすの貸し出しをする。 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|-----------------------|--|
| | 利用者へのフォローを行う。 | |
| b テントの貸出 | 貸出 随時 (必要に応じて随時貸出) | 自治会や福祉団体、ボランティアグループ等が開催する福祉関係行事などにテントの貸し出しをする。 |

(3) 在宅福祉助け合い等事業

住み慣れた地域で市民が支えあう会員制の事業を行う。

ア 在宅福祉助け合い事業

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター)

(ア) 会員の状況

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-------|-----------------------------------|--|
| a 会員数 | 利用会員数 300世帯 400名 協力会員数 280名 | 利用会員：市内に住むおおむね60歳以上の方及び心身に障害がある方でサービスを必要とする方 協力会員：社会福祉及び本事業を理解し、サービスの提供に協力する方 |

(イ) サービス内容

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------|---|---|
| a 基本サービス | 訪問相談件数 1,000件 電話相談件数 8,800件 来所相談件数 400件 | 職員による相談対応 (認知症見守り等支援事業含む) |
| b 家事サービス | 活動件数 8,800件 | 協力会員によるサービス 掃除、洗濯、買物・外出代行、食事作り、話し相手 (認知症見守り等支援事業含む) |
| c 介護サービス | 活動件数 1,200件 | 協力会員によるサービス 散歩・外出介助、通院通所介助、食事介助、排泄介助、入浴介助 (認知症見守り等支援事業含む) |
| d 家庭支援サービス | 活動件数 500件 | 協力会員によるサービス ペットの世話、庭の手入れ、ゴミ捨て、入院時援助、留守宅援助、衣替え、大掃除、簡易修理 |
| e 食事サービス | 昼食 480食 夕食 4,200食 | 委託業者によるサービス 弁当(2種類)の配達(昼食・夕食) ・さくら(600kcal程度、塩分控えめ) ・けやき(一般向け) |
| f 生きがいく | 新規検討中 | 会員相互によるグループ活動 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-------|-----|-----|
| りサービス | | |

(ウ) 研修

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------------------------|--|--|
| a ボランティア 協力会員入門研 修 | 回数 年12回 | 新たにボランティアや協力会員として、活動を始めたい方のための入門研修を行う。 |
| b レベルアップ 研修 | 介護研修 回数 年1回 参加者数 10名 家事研修 回数 年1回 参加者数 30名 | 協力会員のレベルアップを目的に必要性の高いテーマに基づく研修を開催する。 |
| c 協力会員連絡 会 | 回数 年1回 | 協力会員へ情報提供及び会員同士の情報交換を行う。 |

イ 認知症見守り等支援事業（市受託事業）

（担当 地域活動推進課まちづくり推進係 — コーディネーター）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----------------|---|---|
| a 認知症見守り 等支援 | 利用者数 10名 延時間数 250時間 ・市と連携しサービス内容 の検討を行う。 | 認知症傾向の症状により日常生活を営むことに支障がある方（在宅福祉助け合い事業の利用会員）に、在宅生活の継続及び質の向上並びに介護している家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、見守り、話し相手及び散歩の付添を行う。 |

ウ 住宅セーフティネット住まい相談事業（市受託事業）

（担当 地域活動推進課まちづくり推進係 — コーディネーター）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|---------------------------|----------------------------------|--|
| a 住宅セーフテ ィネット住まい 相談 | 相談件数 150件 ・関係機関との連携を強化 する。 | 住宅確保要配慮者を対象とした住まい相談の窓口となり、府中市住宅課と連携し民間賃貸住宅への住居確保を目指すと共に、入居後の地域における生活支援までも一体的に支援する。 |

エ 産前産後家事・育児支援事業（市受託事業）

（担当 地域活動推進課まちづくり推進係 — コーディネーター）

(ア) 会員の状況

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----------|----------|------------------|
| a 産前産後家事・ | 利用者数 50名 | 妊娠中または子育て家庭の家事・育 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------|--------------|---|
| 育児支援 | 延時間数 1,500時間 | 児負担を軽減し、安心して日常生活を送れるよう、食事の準備や片付け、掃除などの家事支援、オムツ交換やもく浴介助の育児支援、定期検診や予防接種などの付き添い、未就学児の兄・姉の世話や送迎などをおこなう。 |

(イ) サービス内容

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|--|--------------------------------------|
| a 基本サービス | 訪問相談件数 200件 電話相談件数 1,200件 来所相談件数 50件 | 職員による相談対応 |
| b 家事支援 | 活動件数 250件 | 協力会員によるサービス 食事準備、買い物、掃除、洗濯 |
| c 育児支援 | 活動件数 1,800件 | 協力会員によるサービス 授乳、オムツ交換、もく浴、付き添い、留守宅 |

(ウ) 研修

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------|--------------------|--------------------------------------|
| a 育児支援研修 | 回数 年3回 | 新たに育児支援活動を始めたい協力会員のための研修を行う。 |
| b レベルアップ研修 | 回数 年1回 参加者数 30名 | 協力会員のレベルアップを目的に必要性の高いテーマに基づく研修を開催する。 |
| c 協力会員連絡会 | 回数 年1回 | 協力会員への情報提供及び会員同士の情報交換を行う。 |

オ 居住保証事業

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係 — コーディネーター)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------|--|---|
| a 居住保証 | 相談件数 100件 申請件数 30件 保証件数 50件 ・関係機関との連携を強化する。 | 住宅に困窮する高齢者世帯及び心身に障害のある方がいる世帯に、賃貸借契約に係わる保証人が得られない場合、当協議会が保証人となる。 |

(4) ボランティア活動推進事業

ボランティア活動やNPO団体等の市民活動を支援するため、府中ボランティアセンターを運営する。

ア 市民啓発推進事業

(ア) 普及宣伝 (担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|---------|---------------------|----------------------|
| a 情報の提供 | 各種行事でのPR活動 回数 4回 | ボランティア活動に関する普及宣伝を行う。 |

(イ) 各種活動支援 (担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

さまざまな人材を活用するため、技術や趣味などをもっている方にボランティアとして登録してもらい、市内の施設や団体・企業等とのつながりを推進する。

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------------|--|--|
| a 相談支援 | 相談件数等 ニーズ相談件数 100件 ボランティア活動 相談件数 200件 福祉教育相談件数 200件 その他の相談件数 300件 | ボランティア活動をしたい方と必要とする方、及びNPO団体等の市民活動団体等の市民活動団体や企業等からの相談を受け、助言、援助、連絡調整等を行う。 |
| b 交流事業 | 連絡会の開催 回数 1回 | 地域における市民の自主的な活動を促進するため、ボランティアグループ等の活動紹介を行うなど、地域でのボランティア活動を共有する。 |
| c ボランティアへの活動支援 | ・登録ボランティア活動状況及び登録状況の把握 活動者実態調査人数 500名 | 登録ボランティアの名簿及び活動状況の管理やボランティア活動に対する実態調査を実施し、ボランティアが円滑に活動できるよう受給調整等の支援を行う。 |
| d 活動の場の提供及び機材の貸出 | 随時 | ボランティア活動室及び印刷機の利用を登録しているボランティア団体に場及び機材の貸し出しを行い、活動を支援する。 |
| e ボランティア保険の加入 | 随時 | 全社協及び東社協が実施するボランティア保険・行事保険の加入窓口を設置し、ボランティア活動を支援する。 |

イ 養成研修事業

(ア) ボランティア講座の開催

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

新たにボランティアや、助け合い事業での協力会員として活動を始めたい方のための入門研修や活動経験のある方や活動を継続的に行っている方などの技

術向上を図るため、専門研修を開催する。

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------------------|--------------------|---------------------------------------|
| a ボランティア協力会員入門研修（再掲） | 回数 年12回 | 新たにボランティアや協力会員として活動を始めたい方のための入門研修を行う。 |
| b 専門研修 | 回数 年1回 参加者数 30名 | 必要性の高いテーマに基づく研修を開催する。 |

（イ）ボランティア体験の開催（担当 地域活動推進課まちづくり推進係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------|-----------------------|---|
| a ボランティア体験 | ボランティア体験 参加者数 150名 | 小学生と保護者・中学生・高校生・大学生等や市民を対象にボランティア体験を開催し、体験学習による福祉の理解やボランティア活動のきっかけづくりの場を提供する。 |
| b 企業研修への協力 | 回数 年1回 | 企業が実施する新任研修への協力を行う。 |

（ウ）福祉教育の推進（担当 地域活動推進課まちづくり推進係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------------------|---|--|
| a 児童生徒のボランティア活動普及事業協力校 | 指定校数 40校 連絡会の開催 回数 年2回 | 福祉教育を推進するために、協力校の指定をし、活動費の助成を行う。 |
| b 児童生徒のボランティア活動紹介展 | 回数 年1回 ・ボランティア活動紹介展の開催。 | ボランティア活動普及事業協力校で行われているボランティア活動の紹介展を開催する。 |
| c 教職員に対する研修会 | 府中市市立小・中学校教職員研修 回数 1回 出席者数 50名 ・福祉教育への理解を深める研修会を開催する。 | 小学校・中学校の教員に対する研修会や高等学校関係者の情報の共有化を図るための講座等を開催する。 |
| d 出張ボランティア教室 | 車いす、ガイドヘルプ体験など 回数 40回 参加者数 2,000名 講師の派遣など 回数 40回 参加者数 2,400名 | 出張ボランティア教室を実施し、学校や企業、自治会等の団体が行う福祉活動を支援する。さらには、地域の社会福祉法人等の協力のもと、関わりを促し、福祉教育が地域で深められる活動となるよう働きかける。 |

(エ) 災害支援ボランティア（防災ボランティア）の推進

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------|--|---|
| a 各種訓練 | 水防訓練 回数 年1回 総合防災訓練 回数 年1回 災害ボランティアセンター 一立上げ訓練 回数 年1回 防災まち歩き 回数 年3回 災害ボランティア講座 回数 年6回 | 災害ボランティア講座や訓練を実施し、災害支援ボランティアの育成に努める。また、有事に備え、災害ボランティアと地域ニーズのマッチング等の訓練を行う。 防災の視点でまち歩きを実施する。 |

(5) 地域福祉活動助成金交付事業

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-------------------|------------|---|
| ア 地域福祉活動 助成金交付 | 交付団体数 50団体 | 地域課題を住民が主体となって解決する活動を行っている福祉活動団体に活動費の一部を助成する。 |

(6) 生活福祉資金貸付事務受託事業（東社協受託事業）

(担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

低所得世帯、障害者世帯や要介護高齢者世帯に、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に貸し付けと必要な相談支援を行う。

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|--|--|
| ア 福祉資金 | ・相談者に寄り添った相談対応と申請手続きを実施する。貸付対象外の場合も自立相談機関と連携し、支援を行う。 | 生業・出産・療養等の具体的な利用目的がある場合に該当する資金の貸し付けを民生委員の相談援助活動により行う。 |
| イ 教育支援資金 | ・地域福祉コーディネーターや自立相談支援機関と連携し金銭的支援にとどまらない相談者世帯の生活再建に向けた支援を行う。 | 学校教育法に規定する高校、専門学校大学等の授業料や入学する際に必要な入学金の貸し付けを民生委員の相談援助活動により行う。 |
| ウ 緊急小口資金 | | 緊急かつ一時的に困窮している世帯が資金の貸し付けによって、その後の生活及び償還の見通しが立つ場合に貸し付けを行う。 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------------|-----|--|
| エ 総合支援資金 | | 収入の減少や失業等により、生活に困窮する低所得世帯を対象に生活を立直しするための生活費及び一時生活再建費等の貸し付けを行う。 |
| オ 不動産担保型生活資金 | | 一定の居住用不動産を有する低所得世帯及び要生活保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸し付けを行う。 |

(7) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (東社協受託事業)
(担当 地域活動推進課まちづくり推進係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|---|---|
| ア 入学準備金 | <ul style="list-style-type: none"> 書類作成を行い東京都社会福祉協議会に申請手続きを行う。 | 訓練促進給付金の支給を受けている方に入学金、通学費、制服代等の貸し付けを行う。 |
| イ 就職準備金 | | 就職にあたり必要な費用、転宅費用、被服費、通勤に要する費用の貸し付けを行う。 |
| ウ 住宅支援資金 | | 母子父子自立支援プログラムを受け、生活再建を行っている一人親に家賃分の貸し付けを行う。 |

(8) 福祉サービス利用援助事業 (東社協受託事業)

ア 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)
(担当 権利擁護課権利擁護係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-------------------------|--|---|
| (ア) 地域福祉権利擁護 (日常生活自立支援) | <ul style="list-style-type: none"> 利用者を中心とした関係機関とのネットワークを築く。 利用者の実態を的確に把握するため、寄り添った定期支援を行い、適切な福祉サービスを常に利用できるようにする。 | 福祉サービス利用援助契約に基づき、判断能力が不十分な高齢者、障害のある方を対象に福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス等を行う。 |
| (イ) 生活支援員連絡会 | 回数 年2回 参加者：生活支援員登録者 | 専門員から生活支援員に向けて業務に必要な情報を発信し、また生活支援員同士が意見交換を図ることで円滑な支援の実施を目指す。 |

(9) 福祉サービス利用者総合支援事業

ア 府中市福祉サービス利用者総合支援事業 (市受託事業)

(担当 権利擁護課権利擁護係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------------|--|---|
| (ア) 利用者サポート | <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実を図る。 ・関係機関と連携し相談者を支援する。 | 福祉サービス利用支援、苦情相談、成年後見制度利用相談等の専門相談事業を実施するとともに、成年後見制度の利用が適切にできるよう支援する。 |
| (イ) 福祉サービス利用援助 | <ul style="list-style-type: none"> ・該当する事例がある場合、契約に向け調整を図る。 | 高齢者及び身体に障害のある方を対象に府中市福祉サービス利用援助事業を実施する。 |
| (ウ) ふくし法律相談 | 回数 年6回 | 弁護士による「ふくし法律相談」及び苦情対応(調整)を行う。 |
| (エ) 利用者相談 | 相談件数 年1,500件 | 成年後見制度の利用相談を行う。 |
| (オ) 普及啓発 | 関係者研修 回数 年2回 参加者数 80名 | 中核機関として、行政及び地域包括支援センター等の成年後見申立て等に関わる相談機関の職員を対象に、成年後見制度についての相談を受けるために必要な知識や情報を学ぶ機会を提供する。 |

イ 成年後見推進機関事業 (市受託事業)

(ア) 成年後見人養成事業 (担当 権利擁護課権利擁護係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-------------|--|--|
| a 成年後見人の養成等 | 養成講習 回数 1回 受講者数 10名 連絡会 20名 研修会 20名 フォローアップ事業 20名 | <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用を促進するため、市民後見人として活動を行う人材を育成する。 ・後見活動メンバーに活動への理解・協力を促し、新たな市民後見人受任に向けて働きかける。 ・後見活動メンバーが今後の受任に備え、対人援助に関する知識の取得と技術の向上を目指す。 ・後見活動メンバーが活動に必要な知識や技術を習得する機会を設ける。 |

ウ 権利擁護センターふちゅう講演会 (担当 権利擁護課権利擁護係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|---------|---------------------|--|
| (ア) 講演会 | 回数 年1回 参加者数 112名 | 判断能力が低下しても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度の利用促進のため、中核機関 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----|-----|--|
| | | として市民向けの制度の紹介及び相談機関としての権利擁護センターふちゅうの周知を図る。 |

エ 成年後見制度入門講座（担当 権利擁護課権利擁護係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------------------|---------------------|--|
| (ア) 成年後見制度 入門講座 | 回数 全6回 参加者数 140名 | 参加者の関心に沿った分かり易い内容と質疑応答時間の確保等、双方向性を重視した設定で開催することにより、市民間に後見制度の普及を図る。 |

オ 出前講座（担当 権利擁護課権利擁護係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|---------|---|
| (ア) 出前講座 | 回数 年10回 | 成年後見制度の普及啓発を図るため、市民団体・グループ等の依頼により出前講座を行う。 |

カ 後見人等連絡会（担当 権利擁護課権利擁護係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------------------|--------------------|-------------------------------------|
| (ア) 親族後見人等 懇談会 | 回数 年1回 参加者数 20名 | 後見人等をサポートするとともに、後見人同士の懇談の機会を提供する。 |
| (イ) 第三者後見人 等情報交換会 | 回数 年1回 参加者数 30名 | 後見人等をサポートするとともに、後見人同士の情報交換の機会を提供する。 |

キ 成年後見申立て支援（担当 権利擁護課権利擁護係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-------------------|-----------|-------------------------------------|
| (ア) 成年後見申立 て支援 | 支援件数 年30件 | 相談者に寄り添い、適切な支援（申立て書類の作成、申立て同行等）を行う。 |

ク 法人後見・法人後見監督（担当 権利擁護課権利擁護係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|---------------------|-----------------------------------|---|
| (ア) 法人後見・法 人後見監督 | 法人後見 件数 3件 法人後見監督 件数 15件 | <ul style="list-style-type: none"> 法人として成年後見人等を受任する。 市民後見人が選任された場合、後見監督人を受任する。 法人後見受任検討委員会を運営する。 |

ケ 独自事業（担当 権利擁護課権利擁護係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|---------------------|---------------------------|--|
| (ア) 権利擁護基金 による助成 | ・該当する事案が出た場合 速やかに対応する。 | <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度申立て費用、後見人等の報酬の助成及び地域福祉権利擁護事業利用料を助成する。 市民後見人の育成・支援・報酬の助成事業を行う。 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------------|----------|---|
| (イ) あんしん支援事業 | 契約人数 10名 | 入退院時の手続きや入院時の身のまわりの手伝い、体調不良時の金銭管理、また、万が一亡くなった場合の葬儀埋葬までの事務手続き等を実施する。 |

(10) 地域包括支援センター推進事業

ア 地域包括支援センター推進事業

市内に設置されている地域包括支援センターの充実に必要な地域包括支援ネットワークの構築を図るための事業を実施する。

(ア) 認知症対策事業（担当 権利擁護課権利擁護係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|---------------------|---|---|
| a 認知症に関わる講演会 | 回数 年1回 出席者数 250名 ・認知症になっても安心して生活できる府中を目指す。 | 認知症高齢者や若年性認知症の普及啓発をはじめ、認知症の基礎知識、認知症の対応などの理解を深める活動を通して、市民による地域での見守りの意識向上を図る。 |
| b 未来ノート・出前講座 | 販売数 300冊 ・未来ノートの普及を図る。 | 府中版「未来ノート～私の生き方整理帳～」にて高齢期に必要なとされる情報整理を推奨するとともに当該ノートの普及を促進するために老い支度カレッジにおける情報発信や市民団体・グループ等での講座を実施する。 |
| c 介護者の会、認知症カフェの活動支援 | 回数 48回 参加者数 300名 認知症カフェ 1か所 ・介護者の会、認知症カフェのネットワーク化を目指す。 | 認知症や若年性認知症の正しい知識の普及啓発を行う。また、介護者の会や応援ボランティアの拡充を図るとともに、市民が市民を支えるための仕組みの一つとして、介護者の会の活動及び認知症カフェの立上げを支援する。 |
| d 支援センターシステムの管理 | ・円滑なシステムの運用を目指す。 | 府中市と市内11か所の地域包括支援センター及び介護予防推進センターを結ぶシステムの円滑な運用に資するための管理を行う。 |
| e 生活後退者自立支援 | 支援件数 2件 | 府中市と市内11か所の地域包括支援センターとの緊密な連携により対象者の把握及び調査を実施し、生活後退者の支援を行う。 |
| f 老い支度カレッジ | 回数 年4回 | 認知症への理解をはじめ、葬儀事情、医療・介護等サービスの利用手続き等、 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----------------|---|---|
| | | 高齢期の課題に即した講演を通して、高齢期やその後の生活に必要な準備や考えについて情報発信する機会とし、未来ノートの普及につなげる。 |
| g 若年性認知症関係者等学習会 | 回数 1回 出席者数 40名 ・若年性認知症の当事者、家族に対する理解を深め、相談支援体制を充実する。 | 相談支援を行う専門職や若年性認知症の家族を対象に研修を実施する。また、本人、専門職と家族で定期的に情報交換できる場づくりを行う。 |

2 心身障害者福祉センター管理運営事業

市内に居住する心身障害者（児）の福祉増進及び文化教養の向上を図り、併せて市民との連携を深めながら社会参加と自立を支援する事業を実施する。

(1) 指定管理事業

ア 管理運営事業（担当 心身障害者福祉センター管理係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|--|---|
| (ア) 管理運営 | ・災害に関する協定に基づき、それらに備えた実践的な訓練等による運営体制の充実 ・施設の効率的、効果的な運営 | 施設の機能として「福祉避難所としての施設利用に関する協定」に基づくマニュアル策定と有事に備えた実践的な訓練等を通して、災害に備えた運営体制の充実をはかる。 福祉センターの施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。 |

イ 生活介護事業（担当 心身障害者福祉センター作業生活実習訓練係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----------|---|---|
| (ア) 基本活動 | ・障害の状況や医療的ケアの有無に関わらず、日々の活動を通して、地域生活がより充実したものとなるよう支援する。 在籍者数 60名 (定員 80名) 開所日数 243日 | 身体及び知的に障害のある方を対象に、通所による集団活動や社会生活の場を提供する。 ・通常活動：利用者の特性に応じた種々の活動を提供 ・行事：館内行事、体験（外出）行事、招待行事等 ・医療的ケアの提供 など |
| (イ) 支援の充実 | ・活動プログラムの見直しと充実 ・専門職の活用方法の見直し | ・通常活動及び特別プログラム等の活動を見直し、改善、実施する。 ・専門職による利用者の個別評価を取 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------|--|--|
| | し ・職員の資質（専門性）向上の取り組み | り入れ、日々の活動に生かす仕組みをつくる。 ・多様な利用者にも対応できるよう職員の支援力及び専門性の向上に努める。 |
| (ウ) 家庭との連携 | ・家族間及び職員と家族の関係性を深める機会を設ける。 ・将来の生活や社会資源の活用等、生活相談など家族が抱える課題解決に努める。 ・ご家族が福祉サービス情報等を学べる機会を必要に応じて設ける。 | ・個別面談（年1回） ・見学会（年1回） ・家族懇談会（年1回以上） ・家族向け勉強会（随時） 他、随時相談対応など |

ウ 障害者地域生活支援事業（地域生活支援センターみ～な）

（担当 心身障害者福祉センター地域生活支援係）

障害者等の重度化・高齢化や「親なき後」も住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域生活支援拠点としての役割を担う。

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|---------------|---|--|
| (ア) 障害者地域生活支援 | 相談件数 5,700件 地域活動支援センター事業等 開設日数 264日 延利用人員 5,280名 | 相談支援事業（指定一般相談支援事業、地域移行支援事業、地域定着支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業）、地域活動支援センターI型事業（講座・講習会・学習会等）を実施し、地域の障害者（児）及び家族の地域生活を総合的に支援する。 障害支援認定調査を市から受託し、対象者の障害支援区分のための調査を実施する。 |

エ 機能訓練事業（担当 心身障害者福祉センター地域生活支援係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|---|--|
| (ア) 機能訓練 | 在籍者数 40名 通所訓練 延利用者数 3,660名 相談・見学等 相談件数 100件 ADL支援等 | 障害のある方を対象に、「家庭」「地域」で自立し、自信を持って暮らしていけるよう地域リハビリテーションを行う。 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----|---------|-----|
| | 件数 500件 | |

オ 訪問支援事業（担当 心身障害者福祉センター地域生活支援係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|----------------------|---|
| (ア) 訪問支援 | 在籍者数 5名 延利用者数 97名 | 外出が難しい障害のある方を対象に自宅での課題解決に向けた相談及び支援プログラムを提供する。 |

カ 緊急一時入所事業（担当 心身障害者福祉センター地域生活支援係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------|--|---|
| (ア) 緊急一時入所 | 判定会議 随時 登録者数 350名 利用別 宿泊利用 200日 日帰り利用 50日 利用実人員 50名 | 障害のある方が居宅で介護を受けることができないとき、一時的に保護を行うことにより、障害のある方やその家族の地域生活を支援する。また、地域生活支援拠点として緊急要件での利用について関係機関と連携して対応する。 |

キ 施設等の貸出事業（担当 心身障害者福祉センター管理係）

会議室、多目的室、浴室、プール（屋外）、印刷機、車いす、図書の貸し出しを行う。

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------------|---|--|
| (ア) 施設等の貸し出し | 多目的室 利用件数 400件 利用者数 5,000名 会議室（1.2） 利用件数 500件 利用者数 4,000名 浴室 利用件数 200件 利用者数 200名 プール 利用件数 80件 利用者数 800名 印刷機等 利用件数 80件 利用枚数 20,000枚 図書 利用者数 50名 利用冊数 100冊 | 市内に住む、心身に障害のある方及びその家族、団体または、ボランティア及びボランティア団体を対象とし、多目的室等の貸し出しを行う。但し、図書は、市民全般を対象に行う。 （プール期間は、7月中旬から8月末日まで） 利用する方々が、安全かつ衛生的に利用できるような環境を整える。 |

ク 給食事業（担当 心身障害者福祉センター管理係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------|-------------------------------------|--|
| (ア) 給食 | 提供日数 242日 実人数 100名 食数 12,000食 | 機能訓練事業、生活介護事業の通所者を対象に、障害状況に応じた給食を提供する。 |

ケ 送迎循環バス運行事業（担当 心身障害者福祉センター管理係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------------|--------------|---------------------------------|
| (ア) 送迎循環バス運行 | 利用人数 25,000名 | 施設利用者の交通手段の利便を図るため、送迎循環バスを運行する。 |

コ その他全体行事等（担当 心身障害者福祉センター管理係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|---------------|--|---|
| (ア) 福祉センターまつり | 参加者数 800名 | 隣接する多摩職業能力開発センター府中校と共催で、福祉センターまつりを開催し地域住民に当施設の活動内容等についてPRを行う。 ※コロナ感染状況に合わせて開催方法を検討して実施する。 |
| (イ) 広報活動 | センター新聞（再掲） 年3回 3,000部 訓練室だより 機能訓練 2回 80部 作業生活 12回 840部 地域生活支援 12回18,000部 | 市民、利用者、関係機関等へ福祉センターの活動内容を広くPRするため、センター新聞「ともだち」を発行する。また、通所者を対象に各訓練室だよりを随時発行するほか、障害に対する理解啓発を図るため広報紙「よんで ² み～な」を発行する。 |
| (ウ) 防火防災訓練 | 回数 年6回 | 火災、震災及び多摩川の洪水時における避難確保に備えて訓練等を実施する。 |

(2) 障害者就労支援事業（市受託事業／府中市障害者就労支援センターみ～な）

（担当 心身障害者福祉センター地域生活支援係）

障害のある方の職業生活を支える支援のほか、地域の就労支援機関との連携、福祉施設に対し一般就労を希望する方への支援方法の教示など専門的支援を担う。また、企業に対する障害者雇用促進の働きかけ、新規開拓、障害者雇用に対する不安解消、雇用後の継続的な助言・指導を行う。

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|-----------------|---|
| ア 相談・支援等 | 相談・支援件数 13,000件 | 就労支援・定着支援・職場訪問・職業準備支援・職場開拓・実習支援・復職支援・離職支援・生活相談・将来設計、社会生活支援等を実施する。 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|---------------|---|--|
| イ 就労支援登録者 | 登録者数 500名 | ・登録制により実施する。 (対象は府中市民(援護元)) |
| ウ 登録者等の支援 | 就労支援 職業支援件数 5,500件 就職準備支援件数 80件 職場開拓件数 30件 職場実習支援件数 10件 定着支援件数 300件 離職支援件数 60件 生活支援 日常生活支援件数 5,000件 不安や悩みの解消支援件数 2,000件 豊かな社会生活を築くための支援件数 700件 将来設計・自己決定の支援件数 300件 | 就労面の支援 職業相談、就職準備支援、職場開拓、現場実習支援、職場定着支援、離職時の調整及び離職後の支援を行う。 生活面の支援 日常生活支援、安心して職業生活を続けるための支援、豊かな社会生活を築くための支援、将来設計及び自己決定支援を行う。 |
| エ 余暇支援・講座等の開催 | 回数 120回 | フリースペースの開放やサークル活動等の余暇活動支援をはじめ、学習会等の講座を開催する。 |
| オ 地域開拓促進 | 情報提供件数 1500件 | 府中市障害者就労支援機関連絡会事務局として、SNSによる情報発信を行う。 障害者就労関係(求人、実習、研修等)の情報提供を関係機関に行う。 |

3 府中市子ども発達支援センター(児童発達支援部門)運営事業

令和6年4月に開設する府中市子ども発達支援センターは地域における障害児支援の中核的役割として、乳幼児期から18才まで、切れ目のない相談支援体制が求められている。当該センターでは、「お子さんとご家族のニーズを大切にし、子どもも家族も育てる」「高い専門性に基づく客観的アセスメントと発達支援の実施」「生活年齢、発達年齢に合わせた支援だけでなく、将来を見据えた「今」必要な支援の提供」を事業のコンセプトに各事業を実施する。

(1) 発達相談・発達支援(担当 子ども発達支援センター発達相談・発達支援係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------|-------------------------|-----------------------------------|
| ア 発達相談 | ・前身のあゆの子から対象年齢が拡大するため、機 | 市が担当する総合相談からつながれた18歳までの子ども及び保護者に対 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------|--|---|
| | 関連携や役割分担の中で発達相談の担う役割を明らかにしていく | し、相談・発達評価等を行い、結果に基づいて適正な発達支援の提供や他の支援機関等に繋ぐ。子どもへの支援のみでなく、保護者への支援や子どもが所属する母集団施設等の関係機関支援にも取り組む。 |
| イ 個別支援 | ・支援体制を整え、専門的支援を提供する | お子さんの状況に応じて心理士・作業療法士・言語聴覚士・児童指導員等による個別支援プログラムを提供する。 |
| ウ グループ支援 | ・前身のあゆの子外来グループ指導に比して希望児は回数を増回できるよう整える | 保育士、児童指導員、心理士等が子どもの発達支援と家族支援を目的に小集団でのグループ療育を提供する。 主に2歳児までを対象とする親子活動グループ/3歳児から5歳児の学年別のグループをそれぞれ10～15グループ程度設定する。 |
| エ 保育所等訪問支援 | ・新規取組となるため、移行期を支える支援として開始し、体制づくりと公立施設としての有効な実施基盤を整える | 子どもが所属する機関（保育所、幼稚園等）に訪問支援員（保育士、児童指導員、心理士等）が訪問し、直接支援・間接支援を通して、移行期における集団適応を促す支援を提供する。 |
| オ 支援検討会議 | ・公立施設として提供する支援の選択や他の施設への引き継ぎ等を検討する会議として位置づけを確立する | 府中市総合相談担当者等と協働で定期的に検討会議を実施する。相談受付後や、提供する支援を変更・終了する際に実施し、公正かつ適正に支援の案内を行う。 |

(2) 児童発達支援事業（通園 すてっぷ）

（担当 子ども発達支援センター発達相談・発達支援係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------|---|---|
| ア 基本事業 | ・前身のあゆの子からの定員増、送迎バスの導入に対し、子どもたちが円滑に楽しく安心して過ごすことができるよう取り組む 定員 40名 | 年齢に応じ週2～5日の通園型療育を提供する。通園が母集団となり、活動プログラム、生活課題（排泄・食事・生活リズムなど）への取組も含めた単独通園（親子分離）での活動を提供する。 バス送迎、給食の提供あり |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|--|--|
| イ 行事 | ・幼児期に所属集団で経験することが望ましい行事について、必要な配慮の上実施する | 遠足 運動会 親子レクリエーションなど |
| ウ 家族連携支援 | ・保護者との日常の連絡体制を整え、相談が受けやすい状況をつくる。家族支援プログラムを実施し相互の学びや共有の機会をつくる | 連絡アプリ 面談 家庭訪問 ペアレントプログラム 参観・活動参加プログラムなど |
| エ 保健健康 | ・健康状況を把握し、安全配慮のもと、心身の健康を図る | 医師面接、内科（小児科）健診 歯科検診、歯科予防指導 個別の健康配慮対応（アレルギー、てんかんなど） |

(3) 地域支援・相談支援

(担当 子ども発達支援センター地域支援・相談支援係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------------|--|--|
| ア 障害児相談支援・特定相談支援 | ・地域生活支援のための相談支援事業を行う | 地域における子どもの生活及び発達支援を支えるための福祉サービス利用等のコーディネートを中心とした計画相談支援の実施。サービス担当者会議を通じた関係機関連携。 |
| イ 関係機関巡回相談 | ・保育支援課から引き継ぐ巡回相談事業について、対象機関の拡大や調整方法の変更を含め円滑に実施する | 市内保育所、保育園、幼稚園、学童クラブからの依頼に対し、心理士等の専門職を派遣し、子どもの発達に関する相談等に応じる。 |
| ウ 地域支援・地域連携 | ・地域支援メニューを実施し、地域や関係機関の発達支援に関する理解や取組の質を高める ・関係機関との連携強化に努める | 関係機関職員研修、ペアレントプログラム、公開講座等の実施 同施設内の他部門（障害者福祉課、教育相談・就学相談）との有効かつ円滑な連携基盤を整える。障害福祉、母子保健、子育て支援、保育、教育等の関係機関との情報交換を通じて、より有効な役割分担のための連携づくりを行う。 |

4 府中ケアサポートセンター運営事業

介護保険法における居宅介護支援事業、訪問介護事業等や介護予防・府中市日常生活支援総合事業、障害者総合支援法における介護給付事業等を実施する。

(1) 訪問介護事業（法人独自事業）

（担当 地域活動推進課府中ケアサポートセンター）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----------|--------------------------------|---|
| ア 訪問介護 | 延利用者数 400名 派遣回数 4,000回 | 訪問介護員（ホームヘルパー）等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。 |
| イ 訪問型サービス | 国基準 延利用者数 160名 派遣回数 970回 | |
| | 市基準 延利用者数 210名 派遣回数 960回 | |
| | | |

(2) 居宅介護支援事業（法人独自事業）

（担当 地域活動推進課府中ケアサポートセンター）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|--|---|
| ア 居宅介護支援 | 居宅介護（予防）支援ケアプラン作成 介護給付数 1,000名 予防給付数 20名 | 介護認定を受けた要介護（要支援）高齢者を対象に、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限り、その居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。 |

(3) 居宅介護事業等（法人独自事業）

ア 障害者等居宅介護・同行援護事業

（担当 地域活動推進課府中ケアサポートセンター）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|---------------------------|---|
| (ア) 居宅介護 | 延利用者数 160名 派遣回数 1,200回 | 利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次の援助を行う。 ・身体介護及び家事援助等 ・居宅介護計画の作成及び変更 ・府中市が行うあつ旋、調整及び要請への協力 ・自立支援給付支給の申請等に関する援助 ・福祉サービス等の利用、申請その他 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|-------------------------|--|
| | | 生活に関する相談及び助言 ・特定相談支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービス事業者等との連携 |
| (イ) 同行援護 | 延利用者数 130名 派遣回数 650回 | 自立支援給付の同行援護サービスの支給決定を受けた視覚障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、外出時における移動の介護の援助（ガイドヘルプサービス）を行う。 |

イ 地域生活支援移動支援事業

(担当 地域活動推進課府中ケアサポートセンター)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|---------------------------|---|
| (ア) 移動支援 | 延利用者数 140名 派遣回数 1,650回 | 府中市地域生活支援事業の移動支援事業対象利用者からの派遣依頼書によって、登録ヘルパー（ガイドヘルプサービス）を適切に派遣し、その障害者の自立と社会参加の推進に寄与する等の援護を行う。 |

(4) さわやかサービス事業（法人独自事業）

(担当 地域活動推進課府中ケアサポートセンター)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------|--|---|
| ア さわやかサービス | 高齢者 利用者数 50名 派遣回数 250回 障害者 利用者数 50名 派遣回数 250回 | 介護保険法で定める訪問介護サービス及び障害者総合支援法の障害福祉サービスを使用している利用者が可能な限り、在宅でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、法で定めるサービスの適用外や不足となるサービス等、生活全般にわたる援助を行う。 |

5 は～もにい運営事業

(1) は～もにい運営事業

障害のある方の社会参加と自立を助長するため、市民との交流の場及び就業の場として事業を推進するとともに、市内福祉施設等の作品販売を通じ、社会参加の促進及び障害者福祉の啓発を図る。

ア 喫茶コーナーの運営（担当 地域活動推進課は～もにい）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------|--------------|--------------------------------------|
| (ア) 喫茶コーナー | 利用客数 10,000名 | 軽飲食等の販売を通して、障害がある方の社会参加と自立のための支援を行う。 |

イ 販売コーナーの運営（担当 地域活動推進課は～もにい）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------|------------------------------------|--------------------------|
| (ア) 販売コーナー | 利用客数 4,500名 ・展示方法を工夫し、利用者増を目指す。 | 市内福祉施設等の自主製品の販売とPRを実施する。 |

(2) 府中市障害者就労支援施設就労訓練事業（市受託事業）
（担当 地域活動推進課は～もにい）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|-----------------------------|---|
| ア 就労訓練 | 利用者数 17名 ・就労に必要な支援を提供する。 | 障害のある方に就労に必要なマナー、接客能力、基礎体力等を取得するための就労訓練を行う。 |
| イ 施設管理業務 | 管理施設 1施設 | 障害者就労支援施設「御休み処」の施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。 |

6 応急小口資金貸付事業

(1) 応急小口資金貸付事業（担当 地域活動推進課まちづくり推進係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|-----------|--|
| ア 応急小口資金 | 生活福祉資金と同様 | 低所得者世帯の不時の僅少な出費等によって通常生活に困窮し、必要な資金を他から借り入れることが困難な世帯主に資金の貸し付けを行う。 |

(2) 短期貸付事業（担当 地域活動推進課まちづくり推進係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------|-----------|--|
| ア 短期貸付 | 生活福祉資金と同様 | 生活保護法による被生活保護世帯で、保護開始後の最初の生活保護費を支給されるまでの世帯主に、福祉事務所長の要請により資金の貸し付けを行う。 |

7 歳末たすけあい運動事業

(1) 歳末たすけあい運動（担当 総務課総務係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----------|-------------------------------------|--|
| ア 歳末たすけあい | 目標額 325万円 ・募金目標額が達成できるよう実施方法について | 市民や自治会、各種団体等の協力による歳末たすけあい運動を実施し、当協議会を通じた地域福祉事業に充当す |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----|-------|-----|
| | 検討する。 | る。 |

II 公益事業

1 ふれあい会館管理運営事業受託事業

(1) 指定管理事業（担当 総務課総務係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|---------------|--|--|
| ア 会議室等施設の貸し出し | 利用回数 2,200回 利用人数 43,000名 会議室稼働率 65% ・市民サービスが低下しないよう引き続き円滑な運営に努める。 ・地域の福祉拠点となるよう施設の充実を図る。 | 市民及び市内の各種団体が実施する自主的な福祉活動の場を提供することにより、市民の福祉増進が図られるよう会議室等施設の貸し出しを行う。 |
| イ 施設管理業務 | | 会館の施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。 |

2 地域包括支援センター運営事業

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

<担当地区> 原則として府中市押立町・車返団地

(1) 地域包括支援センター事業（市受託事業）

（担当 地域活動推進課地域包括支援センターおしたて）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|---------------------|---|---|
| ア 総合相談支援 | 相談件数 5,500件 | 要援護高齢者やその家族等からの各種相談に対し、電話、面接及び訪問等により指導、助言を行う。 |
| イ 権利擁護 | 緊急対応件数 20件 虐待対応件数 20件 成年後見制度支援件数 30件 権利擁護担当者連絡会回数 6回 | 高齢者虐待の防止、消費者被害の防止、成年後見制度支援について、関係機関と連携・調整し、高齢者の権利が侵害されることのないように努める。 |
| ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援 | ケアマネサロン回数 3回 | 地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員の支援、資質向上及びネットワークの構築に努める。 |
| エ 介護予防ケアマネジメント | 総合事業延利用者 700名 | 要支援者及び総合事業の対象となった方へ、適切なサービス提供ができる |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--|---|---|
| | 短期集中予防サービス 利用者数 10名 | よう、介護予防ケアプランを作成してケアマネジメントを行う。 利用者の選定と利用にかかるケアマネジメントを行う。 |
| オ 在宅療養相談 窓口 | 相談件数 400件 | 市民および医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談対応を行う。 |
| カ 認知症初期集中支援チームによる支援 | 会議出席 2回 訪問 2回 | 認知症が疑われ、医療・介護サービスの利用が困難な方に対して、認知症疾患医療センター等との連携により認知症初期集中支援チーム員として、訪問等の支援を行う。 |
| キ 地域包括支援 ネットワーク | 担当地区ケア会議 回数 6回 高齢者地域支援連絡会 回数 4回 地域包括支援ネットワークの普及 回数 6回 わがまち支えあい協議会 回数 30回 | 個別課題解決の地域ケア会議として、担当地区ケア会議を開催する。 地域課題発見の地域ケア会議として、高齢者地域支援連絡会を開催する。 自治会、シニアクラブ等、地域の団体の活動に参加し、高齢者見守りネットワークの普及啓発等を行う。 わがまち支えあい協議会へ参加し、活動の支援や情報提供を行う。 |
| ク 家族介護者教室等開催 | 家族介護者教室等 回数 2回 認知症家族介護者教室 回数 6回 | 介護者の負担軽減や孤立化防止を目的に家族介護者教室等を開催する。 |
| ケ 災害時要援護者への支援 | 救急医療情報キット申請支援等 件数 3件 福祉避難所の開設・運営支援 | 災害時要援護者名簿及び災害救急時医療情報キットの申請支援、自治会や民生委員が行う災害時要援護者事業のサポートを行う。 災害発生時に福祉避難所の開設・運営支援を行う。 |
| コ 高齢者サービスの申請窓口 (ア) 介護保険認定申請代行・介護保険サービスの利用相談支援 | 介護保険認定申請代行等 件数 300件 介護保険サービスの利用相談支援(件数:再掲(1)アの件数に含まれる。) | 介護保険認定の申請代行及び介護保険サービスの利用に関する相談や支援を行う。 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------------------|--|--|
| (イ) 高齢者保健福祉サービスの利用相談支援 | 住宅改修申請代行 介護保険件数 5件 自立支援給付件数 5件 高齢者救急通報システム 申請代行件 10件 徘徊高齢者探索サービス 申請代行件数 2件 生活援助員派遣調整件数 4件 認知症緊急ショートステイ 利用調整件数 1件 | 高齢者保健福祉サービスの利用に関する次の相談支援を行う。 ・住宅改修 ・高齢者救急通報システム ・徘徊高齢者探索サービス ・生活援助員派遣調整 ・認知症緊急ショートステイ事業に関する利用調整 |
| (ウ) 福祉用具の利用相談支援 | 福祉用具の利用相談支援 (件数：再掲(1)アの件数に含まれる) | 福祉用具の利用対象者の心身の状況を踏まえた福祉用具の紹介、選定、使用方法に関する相談及び助言を行う。 |
| (エ) 高齢者住宅等の見守り支援 | 管理人連絡調整 313日 入居者見守り等 10回 | 高齢者住宅管理人との連絡調整及び入居者への見守り支援を行う。 |
| (オ) 要援護高齢者の在宅生活支援 | 緊急・虐待対応など ※再掲(1)イ | 要援護高齢者の在宅生活を支援するために市が指示する緊急又は臨時的措置を行う。 |
| (カ) 地域包括支援ネットワーク | 担当地区ケア会議 回数 6回 高齢者地域支援連絡会 回数 4回 民生委員との情報交換会 回数 3回 | 個別課題解決の地域ケア会議として、担当地区ケア会議を開催する。 地域課題発見の地域ケア会議として、高齢者地域支援連絡会を開催する。 地域関係者との情報交換として民生委員との情報交換会を開催する。 |
| (キ) 災害時要援護者への支援 | 救急医療情報キット申請 支援等 件数 3件 | 災害時要援護者名簿及び災害救急時医療情報キットの申請支援、自治会や民生委員が行う災害時要援護者事業のサポートを行う。 |
| (ク) 認知症サポーター養成 | 「ささえ隊」養成講座 回数 4回 | 府中市認知症サポーター「ささえ隊」養成講座を行う。 |
| (ケ) 家族介護者教室等開催 | 家族介護者教室等 回数 2回 認知症家族介護者教室 6回 | 家族介護者同士の交流、情報交換、家族介護者を取り巻く課題の把握等を行う。 |

(2) 指定介護予防支援事業

(担当 地域活動推進課地域包括支援センターおしたて)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|----------|-------------|---|
| ア 介護予防支援 | 延利用者数 1000名 | 介護認定を受けた要支援者を対象に、介護予防給付のサービスを適切に利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業所との連絡・調整などを行う。 |

(3) 要介護認定事業 (市受託事業)

(担当 地域活動推進課地域包括支援センターおしたて)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----------|---------|------------------------------|
| ア 要介護認定調査 | 件数 150件 | 府中市より依頼された対象者に対し、要介護認定調査を行う。 |

(4) 高齢者住宅管理事業 (市受託事業)

(担当 地域活動推進課地域包括支援センターおしたて)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----------|--------------------------------------|---|
| ア 高齢者住宅管理 | 押立町やすらぎ 入居者 9名 管理人連絡会 回数 2回 | 府中市高齢者住宅の入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、安否の確認や緊急時の対応、建物管理等により在宅生活を支援する。 |

(5) 介護予防事業 (市受託事業)

介護予防3事業 (介護予防コーディネート事業、介護予防推進事業、地域デイサービス事業) が一本化され、「フレイル」予防の取り組みを加えて、高齢者が地域において自立した生活が送れるよう介護予防の取り組みを普及啓発する。

(担当 地域活動推進課地域包括支援センターおしたて)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------------------|--|---|
| ア 元気アップ体操教室・地域交流体操 | 地域交流体操 会場 7ヵ所 回数 599回 ボランティア加算 400回 | 元気アップ体操教室で覚えた体操を、参加者が主体となり継続的に行う場として開催する。 各会場概ね週1回開催 申込み不要 参加費無料 |
| イ 普及啓発 | 介護予防講座 回数 72回 講師派遣 回数 30回 フレイル予防講習会 回数 36回 事業説明会 (企画) 回数 3回 | <ul style="list-style-type: none"> 介護予防のための体操や、講義を行う。 地域団体からの依頼により、介護予防に関する講義等を行う。 フレイル (虚弱) とならないための講習会を行う。(新規事業) 府中市の介護予防事業の案内や事業説明を企画して行う。 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----|-------------------|--|
| | (支援)回数 1回 イベント | <ul style="list-style-type: none"> ・企画された事業説明会に協力する。 ・体力測定会等、介護予防のイベントを企画して行う。 ・企画されたイベントに協力する。 ・ふちゅう体操の普及啓発活動を行う。 ・対象者宅の自宅等に訪問し、介護予防事業の案内を行う。 ・訪問以外で対象者と直接会って介護予防事業の案内を行う。 ・対象者に電話して介護予防事業の案内を行う。 ・把握事業の未返信者で介護予防事業に未参加の方を訪問し、生活課題等を早期に把握する。 ・介護予防事業の案内を郵送等で行う。 ・介護予防に関する活動を行う自主グループの立ち上げ支援を行う。 ・「自主グループ立上支援」でできた自主グループの活動継続を支援する。 ・介護予防事業への参加を促す普及啓発活動を行う。 ・介護予防事業に関する会議へ出席する。 ・地域で行う会議等へ出席し、地域との関係づくりを行う。 ・介護予防事業にボランティアを活用する。 |
| | (企画・実施)回数 15回 | |
| | (参加・支援)回数 20回 | |
| | ふちゅう体操普及回数 20回 | |
| | 訪問回数 30回 | |
| | 面接回数 30回 | |
| | 件数 20人 | |
| | 電話件数 100人 | |
| | 未把握者訪問件数 300人 | |
| | ダイレクトメール件数 150人 | |
| | グループ立上支援回数 6回 | |
| | グループ育成活動回数 60回 | |
| | 普及啓発活動回数 6回 | |
| | 会議出席等回数 60回 | |
| | 地域ネットワーク回数 50回 | |
| | ボランティア加算 60回 | |

Ⅲ 収益事業

1 販売事業 (担当 総務課総務係)

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|--------|---|------------------------|
| (1) 販売 | 自動販売機 設置数 70カ所 売上額 8,000,000円 売店の出店 店舗数 1カ所 | 清涼飲料水自動販売機等による販売事業を行う。 |

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|-----|---------------------------------------|-----|
| | 売上額 400,000円 ・広報等により設置場所募集のPRに努める。 | |

IV その他の事業

1 その他の事業

(1) 赤い羽根共同募金（担当 総務課総務係）

| 事 項 | 目 標 | 概 要 |
|------------|--------------------------------------|--|
| ア 赤い羽根共同募金 | 目標額 320万円 ・市内施設に募集の仕組みを説明し、協力を促す。 | 赤い羽根共同募金運動を実施し、市内福祉施設等の事業費や小地域福祉活動費等に配分する。 |

(2) その他、地域福祉活動推進に必要な事業を実施する